

令和6年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

(訪問系)

三重県子ども・福祉部福祉監査課
事業所監査班

説明項目

1. 訪問介護計画の作成
2. 勤務体制の確保等
3. 業務継続計画の策定(確認事項)
4. 衛生管理等(確認事項)
5. 虐待の防止
6. 事故とヒヤリハット
7. 苦情と要望
8. 制度改正について
9. 介護報酬改定

1. 訪問介護計画の作成

(1) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

(2) 訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。

1. 訪問介護計画の作成

(3) 訪問介護計画の実施状況の記載と評価を行い、必要であれば、サービス担当者会議の開催を介護支援専門員に要請し、訪問介護計画の変更を行うこと。

(4) (3) を的確に行うためには、サービス提供責任者と訪問介護員は密に連絡を取り合い、利用者の変化を注視する必要がある。

2. 勤務体制の確保等

- (1) 利用者に対し適切な訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めること。
- (2) 訪問介護員が事業所の所属であり、必置職種であることを明示するためにも、辞令などによって管理を行うこと。

2. 勤務体制の確保等

(3) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）、優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）、利用者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等により、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

3. 業務継続計画（BCP）の策定

【目的】

感染症・非常災害の発生時において、

- （1）利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため。
- （2）早期の業務再開を図るため。

業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

※ BCP … Business Continuity Plan

3. 業務継続計画（BCP）の策定

（1）**感染症**にかかる計画策定

- ①情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- ②感染者が発生した場合の対応
- ③職員確保
- ④業務の優先順位の整理
- ⑤周知・研修、訓練

3. 業務継続計画（BCP）の策定

(2) **非常災害**にかかる計画策定

- ① 正確な情報集約と判断ができる体制の構築
- ② 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、各対策を準備
 - ・ 事前対策（今何をしておくか）
設備・機器の耐震固定、インフラ停止時のバックアップ、
地域等の連携
 - ・ 被災時の対策（どう行動するか）
人命安全及び・事業復旧に向けたルール策定と徹底、初動対応
- ③ 業務の優先順位の整理
- ④ 周知・研修、訓練

4. 衛生管理等

(1) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための対策を検討する「委員会」を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

4. 衛生管理等

(2) 事業所における感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

- ①平常時の対策（手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）
- ②発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等、関係機関との連携等）

4. 衛生管理等

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

①研修・・・事業所で作成した指針に基づいた研修計画を作成し定期的な教育を行う。

②訓練・・・平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的に訓練（シミュレーション）を行う。

5. 虐待の防止

(1) 虐待の防止のための対策を検討する「委員会」を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

①メンバーは管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。

②記録（研修記録等）を残す。

5. 虐待の防止

(2) 虐待の防止のための「指針」を整備すること。

指針には次の①～⑨項目を盛り込むこと

- ① 虐待の防止に関する基本的な考え方
- ② 法人や事業所内の組織に関すること
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 虐待発生時の対応方法に関する基本方針

5. 虐待の防止

- ⑤ 虐待発生時の相談・報告体制に関すること
- ⑥ 成年後見制度の利用支援に関すること
- ⑦ 虐待等にかかる苦情解決方法に関すること
- ⑧ 利用者等に対する指針の閲覧に関すること
- ⑨ その他、虐待防止の推進のために必要なこと

5. 虐待の防止

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。

① 指針に基づいた「研修計画」を作成し、従業者に対し、適切な知識を普及、啓発するための定期的な研修実施すること。
(事業所内の研修で構わない)

② 研修の記録には、開催日時、場所、出席者及びその研修に使用した資料等を残すこと。

5. 虐待の防止

(4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めるのが望ましい。

(5) 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載すること。

6. 事故とヒヤリハット

- 事故記録とヒヤリハット記録は幅広く捉える。
- 年に1回程度は分析する。
- 分析によりヒヤリハットや事故発生の傾向をつかむ。
- つかんだ傾向を全職員に周知する。

7. 苦情と要望

- 苦情を受けることは嫌なことばかりではない。
- 苦情をネガティブに捉えるのではなく、サービス向上の提言と捉える。
- 苦情を言っている利用者の気持ちを考える。
(苦情内容を自分ならどう感じるか)

7. 苦情と要望

- ・ 苦情に至らない要望段階を重視する。
- ・ 苦情記録はもちろん要望の記録も残す。
- ・ 要望の内容分析を行う。
- ・ 要望の傾向を把握し、分類を行う。
- ・ 分類の例
すぐできること、工夫すればできること
予算化しなければできないこと、できないこと

8. 制度改革について

(1) 管理者の兼務条件の緩和

同一敷地内事業所→他の事業所に改正

(2) 訪問介護の具体的取扱方針

緊急やむを得ない場合を除く身体拘束の廃止

緊急やむを得ない身体拘束の記録

(3) 掲示について

原則として掲示内容のウェブサイトでの掲載

9. 介護報酬改定

(1) 特定事業所加算

- イ 加算(Ⅳ)が廃止、新たに(Ⅳ)、(Ⅴ)が新設。
- ロ 訪問介護員等とサービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、研修を実施すること。(Ⅰ)~(Ⅴ)
- ハ 訪問看護ステーション看護師と連携しての24時間対応、必要に応じての訪問介護を受けるための体制整備、看取り期における対応方針策定、看取りに関する職員研修の実施(Ⅰ)(Ⅲ)

9. 介護報酬改定

(1) 特定事業所加算

二 看取り期の利用者への対応実績が1名以上(Ⅰ)(Ⅲ) :他の項目と選択可

ホ 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して継続的にサービス提供(V)

へ 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行う(V)

9. 介護報酬改定

(2) 同一建物減算

新たに以下の条件が追加

- ・ 正当な理由なく、事業所において、全6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（50人以上は除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上の場合には所定単位数の12%減算

事業所運営サポート型実地・運営指導 (申込制)

●対象事業所

・事業開始後 概ね6か月～3年程度の事業者

・事業種別は 訪問系、通所系

介護保険サービス：訪問介護、通所介護など

障害福祉サービス：放課後等デイサービス、就労継続支援A型、B型など

「事業開始後3年程度」や、対象種別は、概ねの目安です。
少しでも検討されている場合は、ご相談ください。

●受付開始 令和6年7月1日から

福祉監査課HPより申込用紙をダウンロードいただき、ご記入のうえ

福祉監査課 kansa@pref.mie.lg.jp までお送りください。

申込用紙には実施希望時期をご記入いただけます。
ご希望に添えない可能性もありますが、できるだけ配慮させていただきます。

●実施方法 指導実施決定後の流れは、従来の運営指導と同じ

●実施場所 事業所を予定

日頃の事業運営の点検、見直しにお役立てください。お申込みをお待ちしております。

ご視聴いただきありがとうございました

事業所内で情報共有

「参加確認票A」の提出

運営指導の際は、ご協力よろしくお願いたします